

特定粉じん排出等作業実施届出書

作業開始日の14日前までに提出すること。

1 届出書

	確認事項	判定方法	根拠等	適否
1	提出部数	2部	大気汚染防止法施行規則第13条	
2	宛先	秋田市長となっていること	大気汚染防止法第18条の17	
3	届出者	発注者又は自主施行者		
4	特定工事の場所			
5	特定工事の名称			
6	作業の種類	改造、補修作業にもかかわらず解体作業となっていないか		
7	作業の実施の期間	届出は作業開始日の14日前		
8	集じん・排気装置	1時間あたり4回の換気を確保 必要台数 $\geq \frac{\text{作業場の気積(床面積} \times \text{高さ)} [\text{m}^3]}{\text{集じん・排気装置1台あたりの排気能力} [\text{m}^3/\text{分}]}$ *小数点以下切上げ	建築物等の解体等に係る石綿ばく露及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル	

2 添付書類一覧

	名称	確認事項	根拠等	適否
1	管理体制		大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第3号および第4号	
2	緊急連絡先	連絡先が明記されていること		
3	特定工事の工程表	建設工事の全行程(開始から終了まで)を明示したもの	大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第2号	
4		特定粉じん排出等作業の工程を明示したもの		
5	建築物等の概要、配置図、付近の状況	周辺地図	大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号	
6		敷地図(図内に掲示の位置、廃石綿保管庫の記載)		
7		建築物の図面		
8	特定粉じん排出等作業の対象部分の見取図	主要寸法、隔離された作業場の容量[m ³]、集じん・排気装置の設置場所、排気口の位置を記入すること	届出書様式第3の5備考1	
9	養生計画図			
10	特定粉じん濃度測定	測定時期および箇所を示す資料	秋田市建築物等の解体等工事に伴う石綿の飛散防止に関する指導要綱第8条第2項	
11	特定建築材料の有無の判定根拠となる資料	設計図書や分析結果等	建築物等の解体等に係る石綿ばく露及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル	
12	施工要領	一連の除去作業の方法がわかり、それらが作業基準および環境省マニュアルでの指導事項に合致すること	大気汚染防止法施行規則別表第7	
13	作業における日報	日時、作業内容、作業員、廃石綿袋の数等が分かる日報の様式	秋田市建築物等の解体等工事に伴う石綿の飛散防止に関する指導要綱	
14	使用資材のカタログ等	除去作業に使用する資材等が分かること	建築物等の解体等に係る石綿ばく露及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル	
15	作業における点検表	デジタル粉じん計による集じん・排気装置の稼働状況の記録表など	秋田市建築物等の解体等工事に伴う石綿の飛散防止に関する指導要綱	
16	掲示内容の写し	大気汚染防止法に基づく掲示板の内容の写しで、A3以上の大きさを掲示すること	大気汚染防止法第18条の15第5項および第18条の14	
17	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の写し	許可の期限が切れていないこと	秋田市廃石綿等の適正な処理の推進に関する要綱	

※審査効率向上のため、添付書類は記載の順に添付していただきますようお願いします。